

第6章 確認申請手続き

建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）（下線部分は改正部分）						
(確認申請書の様式)						
第1条の3 (略)						
一～六 (略)						
一						
(略)						
二						
	(い)		(ろ)			
			図書の種類	明示すべき事項		
(一)	法第20条の規定が適用される建築物	令第3章第2節の規定が適用される建築物	各階平面図	一 基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法 二 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの種別、位置及び寸法		
			2面以上の立面図			
			2面以上の断面図			
					基礎伏図	
					構造詳細図	屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの取付け部分の構造方法
					使用構造材料一覧表	(略) 特定天井（令第39条第3項に規定する特定天井をいう。以下同じ。）で特に腐食、腐朽その他の劣化のおそれのあるものに用いる材料の腐食、腐朽その他の劣化のおそれの程度又はさび止め、防腐その他の劣化防止のための措置
					(略)	(略)
		令第38条第3項若しくは第4項又は令第39条第2項若しくは第3項の規定に適合することの確認に必要な図書	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
三						
(略)						
四						
	(い)		(ろ)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

(二十 五)	特定天井の構造を令第 39条第3項の認定を 受けたものとする建築 物	令第39条第3項に係る認定書の写し
(略)	(略)	(略)

五

(略)

2～9 (略)

(計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更)

第3条の2 法第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものであつて、変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものとする。

一～九 (略)

十 構造耐力上主要な部分以外の部分であつて、屋根ふき材、内装材(天井を除く。)、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分、広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるもの若しくは当該取付け部分、壁又は手すり若しくは手すり壁の材料若しくは構造の変更(第十二号の表の上欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあつては、同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。)又は位置の変更(間仕切壁にあつては、主要構造部であるもの及び防火上主要なものを除く。)

十一 構造耐力上主要な部分以外の部分である天井の材料若しくは構造の変更(次号の表の上欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあつては同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更に限り、特定天井にあつては変更後の建築材料が変更前の建築材料と異なる変更又は強度若しくは耐力が減少する変更を除き、特定天井以外の天井にあつては特定天井とする変更を除く。)又は位置の変更(特定天井以外の天井にあつては、特定天井とする変更を除く。)

十二 建築物の材料又は構造において、次の表の上欄に掲げる材料又は構造を同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更(第九号から前号までに係る部分の変更を除く。)

(略)	(略)
-----	-----

十三～十五 (略)

2～4 (略)

別記

第二号様式(第1条の3、第2条、第3条、第3条の3関係)

確認申請書(建築物)

(第一面)～(第四面) (略)

(第五面)

建築物の階別概要

【1. 番号】

【2. 階】

【3. 柱の小径】

【4. 横架材間の垂直距離】

【5. 階の高さ】

【6. 天井】

【イ. 居室の天井の高さ】

【ロ. 令第39条第3項に規定する特定天井】

有 無

【7. 用途別床面積】

(用途の区分) (具体的な用途の名称) (床面積)

【イ.】 () () ()

【ロ.】 () () ()

【ハ.】 () () ()

【ニ.】 () () ()

【ホ.】 () () ()

【ヘ.】 () () ()

【8. その他必要な事項】

【9. 備考】

(略)

(注意)

1. ～5. (略)

6. 第五面関係

①～④ (略)

⑤ 6欄の「ロ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑥～⑧ (略)

第十九号様式 (第四条、第四条の四の二関係)

完了検査申請書

(第一面) ～ (第三面) (略)

(第四面)

工事監理の状況

	確認を行 った部 位・材料 の種類等	照会内容	照合を行 った設計 図書	設計図書の内 容について設 計者に確認し た事項	照合方法	照合結果 (不適 の場合には建築 主に対して行っ た報告の内容)
(略)						
特定天井に用い る材料の種類並 びに当該天井の 構造及び施工状 況						
(略)						

(注意)

1. ～4. (略)

5. 第四面関係

①～④ (略)

⑤ 「特定天井に用いる材料の種類並びに当該天井の構造及び施工状況」は、建築基準法施行令第39条第3項、第81条第1項第3号、第82条の5第7号又は第137条の2第1号ハの規定の適用を受ける部分について記載してください。

⑥～⑪ (略)

第二十六号様式 (第4条の8、第4条の11の2関係)

中間検査申請書

(第一面) ～ (第三面) (略)

(第四面)

工事監理の状況

	確認を行った部位・材料の種類等	照会内容	照合を行った設計図書	設計図書の内容について設計者に確認した事項	照合方法	照合結果 (不適の場合には建築主に対して行った報告の内容)
(略)						
<u>特定天井に用いる材料の種類並びに当該天井の構造及び施工状況</u>						
(略)						

(注意)

1. ～4. (略)

5. 第四面関係

①～④ (略)

⑤ 「特定天井に用いる材料の種類並びに当該天井の構造及び施工状況」は、建築基準法施行令第39条第3項、第81条第1項第3号、第82条の5第7号又は第137条の2第1号ハの規定の適用を受ける部分について記載してください。

⑤ ～⑪ (略)

建築基準法施行令第36条の2第五号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件 (平成19年国土交通省告示第593号) (下線部分は改正部分)

建築基準法施行令 (昭和25年政令第338号。以下「令」という。) 第36条の2第五号の規定に基づき、その安全性を確かめるために地震力によって地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することが必要であるものとして、構造又は規模を限って国土交通大臣が指定する建築物は、次に掲げる

建築物（平成14年国土交通省告示第474号に規定する特定畜舎等建築物を除く。）とする。

- 一 地階を除く階数が3以下、高さが13メートル以下及び軒の高さが9メートル以下である鉄骨造の建築物であって、次のイからハまでのいずれか（薄板軽量形鋼造の建築物及び屋上を自動車の駐車その他これに類する積載荷重の大きな用途に供する建築物にあつては、イ又はハ）に該当するもの以外のもの（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物であつて、当該建築物の部分のいずれもが次のイからハまでのいずれかに該当するものを除く。）

イ 次の(1)から(5)までに該当するもの

(1)～(4) (略)

(5) 特定天井が平成25年国土交通省告示第771号第3第1項に定める基準に適合するもの、令第39条第3項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたもの又は同告示第3第2項第一号に定める基準に適合するもの

ロ 次の(1)から(7)までに該当するもの

(1)～(6) (略)

(7) イ(5)の規定に適合するもの

ハ (略)

- 二 高さが20メートル以下である鉄筋コンクリート造（壁式ラーメン鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート組積造を除く。）若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物又はこれらの構造を併用する建築物であつて、次のイ又はロに該当するもの以外のもの（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物であつて、当該建築物の部分のいずれもが次のイ又はロに該当するものを除く。）

イ 次の(1)から(3)までに該当するもの

(1)・(2) (略)

(3) 前号イ(5)の規定に適合するもの

ロ (略)

- 三 木造、組積造、補強コンクリートブロック造及び鉄骨造のうち2以上の構造を併用する建築物又はこれらの構造のうち一以上の構造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物であつて、次のイ又はロに該当するもの以外のもの（次号イからハまでのいずれかに該当するものを除く。）

イ 2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物以外の建築物であつて、次の(1)から(6)までに該当するもの

(1)～(5) (略)

(6) 第一号イ(5)の規定に適合するもの

ロ 2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物であつて、当該建築物の部分のいずれもが次の(1)から(7)までのいずれかに該当するもの

(1)～(6) (略)

(7) 第一号イ(5)の規定に適合するもの

- 四 木造と鉄筋コンクリート造の構造を併用する建築物であつて、次のイからハまでのいずれかに該当するもの以外のもの（前号イ又はロに該当するものを除く。）

イ 2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物以外の建築物であつて、次の(1)から(10)までに該当するもの

(1)～(9) (略)

(10) 第一号イ (5) の規定に適合するもの

ロ 2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物以外の建築物であって、次の (1) から(5) までに該当するもの

(1) ~ (4) (略)

(5) 第一号イ (5) の規定に適合するもの

ハ 2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物であって、当該建築物の部分のいずれもが次の (1) から(4) までのいずれかに該当するもの

(1) ~ (3) (略)

(4) 第一号イ (5) の規定に適合するもの

五 構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版にデッキプレート版を用いた建築物であって、デッキプレート版を用いた部分以外の部分（建築物の高さ及び軒の高さについては当該屋根版を含む。以下同じ。）が次のイからトまでのいずれかに該当するもの以外のもの（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物であって、当該建築物の部分（デッキプレート版を用いた部分以外の部分に限る。）のいずれもが次のイからトまでのいずれかに該当するものを除く。）

イ～ヘ (略)

ト 第一号イ (5) の規定に適合するもの

六 構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版に軽量気泡コンクリートパネルを用いた建築物であって、軽量気泡コンクリートパネルを用いた部分以外の部分（建築物の高さ及び軒の高さについては当該屋根版を含む。以下同じ。）が前号イ若しくはハ又はホ（木造と鉄骨造の構造を併用するものに限る。）に該当するもの以外のもの（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物であって、当該建築物の部分のいずれもが次のイ又はロに該当する建築物を除く。）

イ (略)

ロ 前号イからトまでのいずれかに該当するもの

七 屋根版にシステムトラスを用いた建築物であって、屋根版以外の部分（建築物の高さ及び軒の高さについては当該屋根版を含む。以下同じ。）が第五号イからトまでのいずれかに該当するもの以外のもの（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物であって、当該建築物の部分（屋根版以外の部分に限る。）のいずれもが第五号イからトまでのいずれかに該当する建築物を除く。）

八 平成14年国土交通省告示第666号に規定する骨組膜構造の建築物であって、次のイ又はロに該当するもの以外のもの（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物であって、当該建築物の部分のいずれもが次のイ又はロに該当する建築物を除く。）

イ 次の (1) 及び (2) に該当するもの

(1) (略)

(2) 骨組の構造が第五号イからトまでのいずれかに該当するもの

ロ 次の (1) 及び (2) に該当するもの

(1) (略)

(2) 第一号イ (5) の規定に適合するもの

確認審査等に関する指針（平成19年国土交通省告示第835号）の一部を改正する件
（下線部分は改正部分）

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の3第1項の規定に基づき、同項に規定する確認審査等に関する指針を次のように定める。

第1～第4 （略）

別表

	(い)		(ろ)	(は)	(こ)
	区分		図書の種類	審査すべき事項	判定すべき事項
(一)	令第81条第2項第一号イに規定する保有水平耐力計算により安全性を確かめた建築物	共通事項	(略)	(略)	(略)
			特別な調査又は研究の結果等説明書	(略)	(略)
				(略)	(略)
				構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容が明記されており、それらが適切であること。	構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容が明記されており、それらが適切であること。
		<u>平成25年国土交通省告示第771号第3第2項第二号に定める構造方法が使用されている場合</u> にあっては、その検討内容が明記されており、それらが適切であること。	<u>平成25年国土交通省告示第771号第3第2項第二号に定める構造方法が使用されている場合</u> にあっては、その検討内容が明記されており、それらが適切であること。		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(二)	令第81条第2項第一号ロに規定する限界耐力計算により安全性を確かめた建築物		(略)	(略)	(略)
			屋根ふき材等計算書	屋根ふき材、特定天井及び屋外に面する帳壁が令第八十二条の五第七号の規定に適合していること。	屋根ふき材、特定天井及び屋外に面する帳壁が令第八十二条の五第七号の規定に適合していること。
			(略)	(略)	(略)
(三)	令第81条第2項第二号イに規定する許容応力度等計算により安全性を確かめた建築物	共通事項	(略)	(略)	(略)
			特別な調査又は研究の結果等説明書	(略)	(略)
				(略)	(略)
				構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容が明記されており、それらが適切であること。	構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容が明記されており、それらが適切であること。

				平成25年国土交通省告示第771号第3第2項第2号に定める構造方法が使用されている場合にあつては、その検討内容が明記されており、それらが適切であること。	平成25年国土交通省告示第771号第3第2項第2号に定める構造方法が使用されている場合にあつては、その検討内容が明記されており、それらが適切であること。
		(略)	(略)	(略)	(略)
(四)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

【解説】

(1) 確認申請図書

今回の技術基準の制定に伴い、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）第1条の3において、確認申請書に添付すべき図書及び書類として、特定天井で特に腐食、腐朽その他の劣化のおそれのあるものを設置するに場合にあつては、当該特定天井に用いる材料の腐食、腐朽その他の劣化のおそれの程度又はさび止め、防腐その他の劣化防止のための措置について明示した使用構造材料一覧表を、令第39条第3項の規定の適用を受ける場合にあつては、令第39条第3項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項を明示した図書を添付しなければならないこととされている。（令第81条第1項第3号、第82条の5第7号又は第137条の2第1号ハの規定の適用を受ける場合にあつては、従前どおり、当該各条項の審査に必要な図書として、特定天井に関する事項を明示した図書を添付することになる。）

また、確認申請書、完了検査申請書及び中間検査申請書の様式において、特定天井に関する記載欄が追加されている。

表 6.1 完了検査・中間検査申請書の第四面（特定天井に関する部分）の記載例

	確認を行った部位・材料の種類等	照会内容	照会を行った設計図書	設計図書の内容について設計者に確認した事項	照会方法	照合結果（不適の場合には建築主に対して行った報告の内容）
特定天井に用いる材料の種類並びに当該天井の構造及び施工状況	天井面構成部材	種類・規格・形状・位置・寸法	吊り天井特記仕様書	無し	受入時の製品の確認及び 工程終了時に現場で確認	適
	吊り材	種類・規格・形状・位置・寸法	吊り天井標準図			適
	斜め部材	種類・規格・形状・位置・寸法	吊り天井伏図			適
	接合部(ねじ、インサートを含む)	種類・規格・形状・位置・寸法及び接合状況	斜め部材配置図			適
	クリアランス	クリアランスの状況			工程終了時に現場で確認	適
	あと施工アンカー	あと施工アンカーの強度検査の結果(サンプル数、強度検査の結果)			工程終了時に報告書を確認	適
	天井材	防錆措置の状況	吊り天井特記仕様書		工程終了時に現場で確認	適

(2) 軽微な変更の扱い

省令第3条の2第十一号において、天井に関して、計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更に該当するものとして、以下のものが掲げられている。

- ① 不燃材料、耐火構造など防耐火性能等の一定の性能を有する材料又は構造にあつては、同等以上の性能を有する材料又は構造とする変更
- ② 特定天井にあつては、使用する建築材料の変更又は強度・耐力が減少する変更以外の変更
- ③ 特定天井以外の天井にあつては、当該天井を特定天井とする変更以外の変更
- ④ 位置の変更（特定天井以外の天井を特定天井とする変更を除く）

ここで、「建築材料の変更」に該当するものとしては、鋼製の天井下地材、斜め部材等を鋼製以外の材料とする変更、せっこうボードの天井板（下地材）を他の材料とする変更のようなものが想定されるが、天井板の仕上材の変更については、単位面積質量が増加しなければ、建築材料の変更には該当しない。

天井面構成部材等の単位面積質量が減少する場合や天井の高さの変更（6 m以下を6 m超とする変更を除く）は、通常、軽微な変更該当するとして差し支えないが、天井面構成部材等の単位面積質量が増加する場合、吊り長さの変更される場合、斜め部材の断面を変更する場合等については、斜め部材の必要組数や天井の許容耐力、固有周期等に影響する場合があるため、当該変更に係る程度が微少なレベルであつて、かつ、検証ルートに応じて、それぞれ以下の事項が容易に判断できる場合に限り、軽微な変更として扱うことができるので注意が必要である。

- ・仕様ルートにあつては、斜め部材の必要組数が増加しないこと
- ・計算ルートにあつては、部材の許容耐力が当該部材の応力に対し十分に余力があること
- ・応答スペクトル法又は簡易スペクトル法にあつては、上記に加えて、固有周期を再計算するまでもなく一見して構造関係規定に適合すること

また、吊り材及び斜め部材の配置について、あらかじめ一定の条件で釣合い良く配置することが検討されている場合で、その条件の範囲内で吊り材や斜め部材の施工が行われる場合においては、申請者は、施工内容が確定後、速やかに当該事項に係る対応結果について審査機関に報告するものとする。

なお、「大臣認定ルート」による特定天井の変更については、軽微な変更該当する場合であっても、認定書又はその別添（構造図等）に関する構造方法の変更（認定に関係しない変更又はあらかじめ検討されている範囲内の変更を除く。）である場合には、当該変更に係る大臣認定を受けることが必要である。このため、設備機器との取り合い等により変更が生じる可能性のある事項については、あらかじめ幅をもった検討を行い、変更が生じる可能性のある事項を包含した内容で大臣認定を受けておくことが望ましい。

(3) 天井の構造耐力上の安全性に係る検証ルートと審査手続きの関係は、表 6.2 のとおりである。

表 6.2 検証ルートと審査手続きの関係

構造躯体の構造計算ルート	天井の検証ルート		
	仕様ルート 水平震度法	応答スペクトル法 簡易スペクトル法	特殊な構造 時刻歴応答計算
時刻歴応答計算	大臣認定	大臣認定	大臣認定
限界耐力計算	構造適判	構造適判	大臣認定
ルート 2 (許容応力度等計算) ルート 3 (保有水平耐力計算)	確認審査のみ	構造適判	大臣認定
四号建築物 (構造計算を省略) ルート 1 (許容応力度計算)	確認審査のみ	構造適判 に準ずる ※	大臣認定

ここで、特定天井の構造耐力上の安全性を検証するための計算として、応答スペクトル法又は簡易スペクトル法を用いた場合については、構造躯体の計算ルートによって構造計算適合性判定の審査対象となることに留意されたい。構造躯体の検証ルートが四号建築物やルート 1 の場合において、天井の検証方法として、地震動に対する構造躯体の応答を求めなければならない応答スペクトル法又は簡易スペクトル法を用いることは一般的に想定されないが、仮にこのような場合があれば、任意に構造計算適合性判定に準じた審査を受けた上で確認申請を行うことが考えられる。(表 6.2 中の※)

なお、建築士法第 20 条の 2 の規定に基づき、構造躯体の構造計算について構造設計一級建築士の関与が必要な建築物 (建築基準法第 20 条第一号又は第二号に掲げる建築物) については、特定天井の構造方法についても、仕様ルート及び計算ルートの種別にかかわらず、構造設計一級建築士が設計するか、又は構造設計一級建築士による法適合確認が求められる。